



租税条約の当面する課題

矢内 一好

矢内 一好
元中央大学教授 国際課税研究所首席研究員
東京都出身
中央大学大学院商学研究科修士課程修了

キーワード

租税条約, OECD モデル租税条約, 情報交換協定, 租税回避防止, 特典制限条項, BEPS 防止措置実施条約, タックスヘイブンの租税条約

際連盟は、1928年にモデル租税条約、1935年に事業所得配分に関するモデル条約を作成したことで、事業所得課税の原則である恒久的施設（permanent establishment：以下「PE」という。）概念が確立され、1935年のモデル条約では、独立企業の原則が確立されたことで、国際税務における基礎的な原則がモデル租税条約を通じて一般化したのである。

国際連盟モデル租税条約は、1943年制定のメキシコモデル租税条約、1946年制定のロンドンモデル租税条約と続き、この流れは、第二次世界大戦後、OECDの前身であるOECEの財政委員会に受け継がれ、財政委員会の4回の報告を基礎に、OECDは、1963年に「所得及び資本に対する二重課税回避のための条約草案」（以下「OECDモデル草案」という。）を制定し、各国が締結する租税条約のモデルができたことで租税条約締結の動きが加速されたのである。OECDモデル草案は、1977年に改訂版（以下「OECDモデル条約」という。）が公表され、1992年以降、OECDモデル条約は逐次改訂されて現在に至っている。

全体的な傾向としては、事業所得については、PE課税の原則が維持されている一方、先進国の租税条約では、配当、利子、使用料等の投資所得に課される源泉徴収税率（以下「限度税率」という。）は、軽減される傾向にある。この限度税率の軽減に伴い、各国の租税条約における限度税率に格差が生じたことで、第三国の居住者が、他国間で締結した有利な租税条約を

I 租税条約の役割の変遷と多様化

1 租税条約の役割の変遷

租税条約は、国境を越えた事業活動或いは投資において、法人或いは個人等の居住する国（以下「居住地国」という。）と居住地国以外で所得を取得した国（以下「源泉地国」という。）の双方で課税を受けるという国際的二重課税を排除するために、源泉地国における課税を減免すると共に、脱税の防止をすることが本来の役割である。

租税条約は、第一次世界大戦終了後に国際的取引が盛んになった欧州を中心に締結されるようになり、これらの締結された租税条約から帰納したモデル租税条約制定を国際連盟が主導した⁽¹⁾。

各国が締結する租税条約のモデルとして、国

不正利用するというトリティー・ショッピングという現象が多発したことから、租税条約の適用対象者を絞り込む目的で、特典制限条項(Limitation on Benefits)等の租税回避防止規定が進展したのである。

さらに、移転価格税制を巡り各国の対立が激化している現状から、租税条約における相互協議に仲裁の規定が導入されている。そして、租税条約に基づく情報交換が質量ともに拡充の傾向にある。

租税条約の構成は、事業所得或いは投資所得に係る課税を規定した実体規定と、相互協議、情報交換、徴収共助等を規定した管理規定から成り立っているが、近年の傾向は管理規定の内容が拡大して、前述の仲裁或いは条約相手国の租税債権の徴収を行う国際的徴収共助の拡大等が行われている。

2 租税条約の種類多様化

前項で述べたように、租税条約は、国際的な経済交流を促進する観点から、これを阻害する国際的二重課税を排除することが始まりであったが、その後、以下のように租税条約が多様化している。

- ① 所得税租税条約
- ② 相続税・贈与税租税条約
- ③ 税務行政執行共助条約
- ④ 税務情報交換協定
- ⑤ 米国の外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act: FATCA)
- ⑥ 金融口座情報自動的交換報告制度(Automatic Exchange of Financial Account Information: AEOI)
- ⑦ モデル租税条約

上記の⑤と⑥は租税条約ではないが、国際間における金融情報の交換制度で、租税条約に準ずるものという理解である。

(1) 所得税租税条約

これは個人所得税及び法人税等の税制を対象としたベーシックな租税条約の名称である。

(2) 相続税・贈与税租税条約

日本は米国との間にのみこの条約があるが、遺産課税・贈与者課税方式の国と、相続人・受贈者課税方式の国があることから、相続税・贈与税租税条約が締結されている。近年は、国際相続事案の増加に伴い、この条約が注目されるようになった。また、所得税租税条約とは別に、OECDは、1966年に相続税租税条約草案を作成し、1982年に贈与税を加えたモデル相続税条約を制定して現在に至っている。

(3) 税務行政執行共助条約

税務行政執行共助条約(Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters: 以下「共助条約」という。)は、OECD及び欧州評議会により検討され作成されたもので、1986年7月にOECD租税委員会、1987年4月に欧州評議会閣僚会議において条約案が採択された。その後、1987年6月に欧州評議会閣僚会議、1987年10月にOECD理事会で署名のために開放することが合意され、1988年1月25日にOECD加盟国及び欧州評議会加盟国に署名のために開放されている。

日本は、1988年の開放後、当初は参加に意欲を示したが、外国の参加の動向が思わしくない等の理由から、消極的な姿勢に転じ、約20年余が経過したのである⁽²⁾。

その後、フランスにおいて開催されたG20において、当時のフランスのサルコジ大統領の提唱により、日本は2011(平成23)年11月4日に共助条約に署名し、2013(平成25)年6月28日に受託書をOECDに寄託し、同年10月1日にこの条約が発効している。

共助条約の主な役割は、①同時税務調査及び他国の税務調査への参加を含む情報交換、

② 保全措置を含む租税債権徴収における協力、
③ 文書の送達、である。したがって、共助条約が動き出すと、同時税務調査等に基づく情報交換ということになる。

(4) 情報交換協定

タックスヘイブンと締結している情報交換協定は、1998年以降、OECDによるタックスヘイブンの情報開示と先進国における租税優遇措置の廃止を求める「有害な税競争」に端を発し、タックスヘイブンと先進諸国の間に情報交換協定が締結されるようになった。なお、米国は、1980年代初頭から独自の情報交換協定を締結している。日本は、2010（平成22）年2月署名のパミューダ租税協定から始まり、その後、バハマ、ケイマン諸島、マン島、ジャージー、ガーンジー、リヒテンシュタイン、サモア独立国、マカオ、英領バージン諸島、パナマと情報交換協定を締結している。

(5) 米国の外国口座税務コンプライアンス法

米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）は、2010年3月18日にオバマ大統領の署名により成立した法案（H.R. 2847: the Hiring Incentives to Restore Employment Act）の一部である。FATCAは、米国におけるスイスの銀行（UBS）による脱税ほう助事件から、同行にある米国人口座情報の開示要求となり、一部の開示という政治的決着ともいえる解決から、外国金融機関に対して米国人等の口座情報を米国財務省に報告することを法定化したものである。外国金融機関がこの報告を行わない場合、当該金融機関に対して所定の米国内源泉所得に30%の源泉徴収が課される。

FATCA実施の際に、欧州においてこれを推進した英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペインが、2013年4月9日に多国間情報交換協定に合意し、欧州委員会に対して共同書簡を提出している。この5か国税務情報交換協定が、

後述するOECDによる金融口座情報自動的交換報告制度の宣言のベースになったものと思われる。

2013年9月に、スイス議会は、日本と同様にFATCAに関する協定を批准した。その背景には、スイス銀行協会は、2013年1月に、スイスのプライベートバンクであるウェリンゲンが米国で脱税のほう助をしたとして多額の罰金を科せられ廃業に追い込まれた事件等があり、スイスの銀行にある米国人の銀行口座情報を米国に提供することになったのである

(6) 金融口座情報自動的交換報告制度の創設

金融口座情報自動的交換報告制度（Automatic Exchange of Financial Account Information：以下「AEOI」という。）は、OECDにより進められたもので、脱税及び租税回避の防止を目的としている。AEOIは、OECD租税委員会が2014年2月に公表した共通報告基準（Common Reporting Standard）に基づいて非居住者の金融口座情報をその者の居住地国の税務当局に通知し、逆に、外国所在の金融機関から居住者の金融口座情報が提供を受けるものである。2014年5月13日にパリにおいて開催されたOECD閣僚理事会において、各国間において、租税に係る金融口座情報の自動的交換の宣言が採択されている。なお、日本は、平成27（2015）年度税制改正により、AEOI実施の制度を整備している。

(7) モデル租税条約

租税条約交渉において、条約交渉の基本となる模範条約（モデル条約）があれば、両国間において、この模範条約の修正条項を検討すれば済むことになることから、条約交渉がスムーズに運ぶと共に時間の節約にもなる。モデル租税条約には、前述のOECDモデル租税条約の他に、国際連合が途上国のためのモデル租税条約として国連モデル租税条約（United Nations

Model Convention for Tax Treaties between Developed and Developing Countries) を1979年に作成し、その後、1995年、2001年、2011年に改訂版を作成して現在に至っている。また、国別では、米国がモデル租税条約を作成している。

II 日本の最近の租税条約の動向

1 日本の租税条約の歴史

日本は、第二次世界大戦後、連合国軍による占領状態が続き、昭和26年のサンフランシスコ講和条約により占領状態を脱したのである。日本が最初に締結した租税条約は、昭和29年4月に署名した日米租税条約である。

この時期、日本は国際連盟を1933（昭和8）年に脱退していることから、国際連盟におけるモデル租税条約の情報等は入手できない状態であったが、昭和26年に国税庁は『国際租税協定関係の参考資料集』を作成していることから、日米原租税条約締結時に、日本側に租税条約の知識の蓄積がなかったとはいえないのである⁽³⁾。

日本は、日米原租税条約後、スウェーデン、パキスタン、ノルウェー、デンマーク、インド、シンガポールと租税条約を締結し、オーストラリア、フランス、ドイツ（当時西ドイツ）等の租税条約を経て、昭和47年に日米第2次租税条約が署名されている。そして、平成15年に第3次日米租税条約が署名され、この第3次条約が、特定の親子間配当の条約免税、使用料の条約免税と大幅な限度税率引下げをしたことと、それに伴い、トリティーショッピング防止の観点から特典制限条項が設けられ、日本の租税条約も新たな内容を持つようになった。また、相互協議に仲裁を規定した租税条約が、平成22年署名の日蘭租税条約を皮切りに、新規締結或いは改訂されている。

2 最近の租税条約締結の動向

地区別では、アジア諸国との租税条約は、ミャンマー、カンボジア、ラオス等とは未締結であるが、経済的交流の多い国とはほぼ完了している。

米州は、南米のチリ、コロンビア、エクアドル、アルゼンチン、ウルグアイ、ペルーと租税条約が新たに締結され、旧来からあるブラジルを加えるとほぼ租税条約網は完成という状態である。

欧州は、バルト三国、スロベニア、クロアチアとの租税条約が新たに締結されている。また、租税条約締結が見込まれるのはギリシャ、改訂が見込まれるのはフィンランドである。

中東は、湾岸産油国であるアラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビアと租税条約が締結され、産油国からの日本への投資に関する税務環境が整備されている。

旧ソ連から分割した国々については、旧ソ連との租税条約が継続して適用となる国と、日本との間に個別の租税条約を締結したカザフスタン、ロシア、ウズベキスタンがある。

アフリカは、日本の租税条約網の進展が最も遅れている地域で、現在、租税条約を締結しているのは、エジプト、ザンビア、南アフリカ、モロッコの4か国のみで、租税条約締結が見込まれるのは、チュニジア、ナイジェリアである。

III BEPS 防止措置実施条約の影響

1 BEPS 防止措置実施条約の背景

BEPS 防止措置実施条約の正式名称は、「BEPS 防止のための租税条約関連措置の実施に係る多国間条約」(Multilateral Convention to implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS：英文略称 MLI (Multilateral Instrument)：以下「BEPS 条約」という。)である。

2012年6月に開催されたG20メキシコ・ロスカボス・サミット首脳会合宣言において、租税分野では、情報交換の強化、多国間執行共助条約署名への奨励と共に、多国籍企業による租税回避を防止する必要性が再確認され、OECD租税委員会は、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトを開始した。

BEPS条約は2013年7月に公表されたBEPS行動計画（Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting）の第15項目に「BEPS条約の開発」として規定されたものである。このBEPS行動計画15については、2015年10月5日に最終報告書が公表され、その後、BEPS条約の検討案の公表、2016年11月24日に参加国による条文が採択されて、2016年12月31日に署名のために、すべての関心ある国に開放され、2017年6月7日に参加国の署名が行われ、日本もこれに参加したのである。

BEPS条約の特徴は多国間条約であり、その先例は本稿ですでに述べた税務行政執行共助条約（共助条約）の例がある。

2 BEPS条約の意義

各国の租税条約を改訂したBEPS対策のレベルアップを図るには多くの時間が必要となる。その対策は早急に行う必要があることから、効率的に各国の租税条約を改訂するためには、BEPS条約による一括改訂方式が望ましい、というのがOECDの考え方である。

さらに、BEPS条約は、短時間で合意した条約上の対策を実行することができ、かつ、租税条約の二国間の取極を守ることになる。BEPS条約を利用することに3つの利点がある。第1は、BEPS条約はその狙いが絞られている。第2は、BEPS対策に関して、世界中約3000余の租税条約を同時に修正することができる。第3は、BEPS条約が、BEPS計画を促進するという政治的な要請に応えるものである。すなわ

ち、BEPSによる濫用を縮小し、政府は、二国間租税条約を害することなく国際的な課税問題を解決することになる。

(1) BEPS条約の概要

BEPS条約は、平成29（2017）年6月7日にパリにおいて日本も含む68か国が参加署名をしており、令和2（2020）年7月末には参加国が94か国に増加している。日本におけるBEPS条約国内手続は、平成30（2018）年5月18日に国会で承認され、同年9月26日に留保及び通告を提出しており、適用可能な状態である。これとは別に、平成30（2018）年7月1日に同条約発効の条件である5か国が批准書等を寄諾したことから、同条約は発効している。

(2) BEPS条約の目的と適用

BEPS条約は、租税回避防止を目的にOECDにより作成された多国間条約で、各国が締結している二国間租税条約をBEPS条約により改訂、補完することで、二国間租税条約の規定の整備とレベルアップを図るものである。

日本の場合を例として、BEPS条約が適用となる場合には以下の条件を充足する必要がある。

- ① 日本と租税条約（所得税租税条約のことで情報交換協定は除く）を締結していること
- ② 日本と条約相手国双方がBEPS条約の適用対象国として共に選択していること
- ③ 日本と条約相手国がBEPS条約の規定に関して適用することを共に選択していること
- ④ BEPS条約の批准書等を寄託（留保・通告の提出）していること
- ⑤ BEPS条約が上記の条件を満たす場合、発効、適用することになる。

日本はすでに平成30（2018）年9月にOECD事務総長に対して批准書等の寄託を済ませていることから、条約相手国が批准書等の寄託を行えば、BEPS条約が発効・適用ということにな

アイルランド	アラブ首長国連邦	イスラエル	イタリア
インド	インドネシア	ウクライナ	英国
エジプト	オマーン	オーストラリア	オランダ
カザフスタン	カタール	カナダ	韓国
クウェート	サウジアラビア	シンガポール	スウェーデン
スロバキア	チェコ	中国	ドイツ
トルコ	ニュージーランド	ノルウェー	パキスタン
ハンガリー	フィジー	フィンランド	フランス
ブルガリア	ポーランド	ポルトガル	香港
マレーシア	南アフリカ	メキシコ	ルクセンブルク
ルーマニア			

る。

(3) 適用対象国

日本が BEPS 条約の適用対象国として選択した国等は、上掲の41である。

日本が締結している租税条約について分析すると、次のように分けることができる。

- ① BEPS 条約の適用対象国となった租税条約
- ② BEPS 条約の適用対象外となった租税条約
(最近の改訂等により内容がアップデートされていることが適用外の理由)
- ③ BEPS 条約の適用対象外となった租税条約
(経済的な重要性等を考慮して適用外とされたもの)
- ④ BEPS 条約の適用対象外となった租税条約
(BEPS 条約不参加国である米国、ブラジル)

財務省は、適応対象国選定の理由及び上記 ③ との区分について説明をしていない。理論的にいえば、現行租税条約と BEPS 条約の乖離の程度等を勘案したのではないかと推測している。

3 BEPS 防止措置実施条約の影響

BEPS 条約は、租税回避等を防止することを目的として、各国が締結している租税条約の規定のレベルアップを図るもので、租税回避防止規定の均一化を目指したものと見える。チェッ

クすべき事項は、BEPS 条約が日本企業等にとって有利に働くのか否かという視点からの分析である。

BEPS 条約の適用に関するチェックポイントとして次の諸点がある。

- ① BEPS 条約による現行租税条約の改訂度合いは、当然、古い形の租税条約に多くの改訂が生じ、比較的新しく締結された租税条約の場合、BEPS 条約の影響は少ないことになる。
- ② BEPS 条約は、日本の場合、適用対象国以外の租税条約は、従来どおりということになる。例えば、米国は BEPS 条約に参加していないことから、日米租税条約への BEPS 条約の影響はない。
- ③ BEPS 条約は、租税回避防止を目的としていることから、源泉地国における課税の減免に関する規定はなく、現行租税条約における投資所得に係る限度税率には影響がない。
- ④ BEPS 条約の適用は日本の企業等にとって有利に働くのかどうかを見る必要がある。この条約の大義名分では租税回避防止ということになるが、有利不利という観点から、日本に対する対内投資をする外国企業等に対する課税強化になるのか、逆に、日本からの対外投資の結果、投資先の国における課税が強化されるのかというバランスの問題である。あくまでも予測であるが、BEPS 条約の適用は、

日本企業等にとって、特にアジア地域の国等における課税強化という結果になり、不利に働く恐れがある。

- ⑤ BEPS条約が日本に利する点は、BEPS条約自体の適用ではないが、BEPS行動計画14に規定のある相互協議による紛争解決として相互評価と監視が行われている。日本が移転価格税制における相互協議で、特にアジア諸国との協議が円滑に進むようになれば、日本にとってプラスということになる。
- ⑥ BEPS条約との統合により、既存の租税条約の条文のうち、適用が廃止となる条文があることに注意が必要である。

4 BEPS条約の欠陥

BEPS条約の目的は、各国の締結している租税条約における租税回避防止関連の規定を強化し、全体としてレベルアップを図ることである。

しかしながら、この目的が達成できる部分と達成できない部分が生じたのである。BEPS条約が達成できない部分として、次の2点が想定できる。

第1は、米国がBEPS条約に参加していないことである。国際的租税回避という分野では、米国企業が関与する事例が多く、各国の対米租税条約は、BEPS条約の影響なしという状況になり、BEPS条約の効果が半減している。

第2は、BEPS条約にいわゆる軽課税国等が多く参加していることである。BEPS条約は、参加国が最低限守るべき条項であるミニмум・スタンダード項目と選択可能なベストプラクティス項目により構成されているが、参加することを容易にするために、ミニмум・スタンダード項目を絞り込んでいる。結果として、軽課税国等がBEPS条約により租税回避防止を強化した効果は少ないのである。今後、ミニмум・スタンダード項目を増加するとした場合、多くの国等が反対し、ベストプラクティス項目とすれ

ば、参加国はこの項目の選択を留保することで租税回避防止の強化は骨抜き状態となる。例えば、英国の王室属領で、かつ、軽課税国等である、ガーンジー島の締結している租税条約は13、ジャージー島は15、マン島は11である。

逆に、達成できる部分として、外国企業等から多くの投資を受け入れている国の場合、BEPS条約に基因した課税強化という効果が生じることが予測できる。具体的には、日本企業等の投資が多いアジア諸国における課税にBEPS条約による改訂が生かされることになる。

IV 二層化する租税条約の世界

1 問題の所在

BEPS条約には、いわゆるタックスヘイブンと称される軽課税国等が多く参加している。その結果、租税条約の本来の役割である国際的三重課税の排除と脱税の防止の機能が十全に発揮できない状況が生じている。

具体的には、以下の2つの形態である。これが租税条約の二層化である。

- ① 先進国と軽課税国等間の租税条約（以下「パターン1」という。）
- ② 軽課税国等間の租税条約（以下「パターン2」という。）

パターン1は、先進国の企業等がタックスヘイブンに投資をしても、軽課税国等の国内法で課税が軽減されているので、租税条約による課税の減免が機能せず、逆に、軽課税国等側から先進国への投資では、先進国で課税が減免されるという一方通行型の投資になる。具体例としては、後述する日本・香港租税条約がこれに該当する。当該先進国と租税条約のない第三国は、当該軽課税国等に企業等を設立することで、当該先進国における課税を免れることになるので、この種の租税条約はこれまで締結されてこなかったが、最近では情勢が変化している。

パターン2は、双方の国が軽課税国等である

ことから、租税条約の本来機能自体が発揮できないことから、通常では、このパターンはこれまでであり得なかったのであるが、最近はこの事例が生じている。

2 過去にあった軽課税国等との租税条約例

(1) 米国・アンチル租税条約

1948年署名の第1次米蘭租税条約がオランダの海外領土で、軽課税国等でもあったアンチルまでの適用拡大したのが、米国・アンチル租税条約である。この条約は1988年に適用が終了している。

① 米国は、アンチルを利用した租税回避を防止するために、1977年モデル租税条約第16条には「投資又は持株会社条項」という租税回避防止規定を設け、さらに、1981年米国モデル租税条約等において租税回避防止規定を拡充して、現在、日米租税条約等に規定のある特典条項（LOB）に発展したのである。

② 米国不動産投資の譲渡所得について、米国不動産を保有する米国人の株式の譲渡は米国において課税にならなかった。米国はその対策として1980年に外国人不動産投資税法（FIRPTA）を創設し、1984年の同法の改正法では、米国不動産取得者にその対価から源泉徴収することが規定された。この不動産化体株式に関する規定は、現在の日本の租税条約等及び国内法に規定されている。

結局、米国は先例となった米英租税条約（1945年署名）により、アンチルまでの米蘭租税条約の適用拡大を認めたが、長期にわたり、米国はこの租税条約を利用した租税回避のターゲットになったのである。

(2) 日英原租税条約の英領バージン諸島（BVI）への適用拡大

カリブ海にあるバージン諸島は、西半分が米領と東側が英領に分かれている。以前、ライブドア事件でBVIの組合が利用されたという報

道があり、また、2006年には、タイのタクシン前首相の一族がBVIの投資会社を利用して租税回避を図ったという報道があった。現在、BVIの利用者は中国系の企業或いは個人が多いことに特徴がある。BVIは英国の海外領土であるが、自治権が与えられていることから、全所得課税のない地域となっている。

日本と同地域は、租税情報交換協定が平成26年6月に署名され、同年10月に発効している。また、OECDにより進められたAEOIは、脱税及び租税回避の防止を目的として、非居住者の金融口座情報をその者の居住地国の税務当局に通知する制度であるが、BVIはこれに参加している。したがって、日本居住者である個人は、BVIに預金等を所有していると国税庁にその通知が来ることになっている。

昭和37年に署名した日英原租税条約第22条には同条約の適用拡大に関する規定があり、交換公文により次の地域にこの日英租税条約が基本的に適用されることになった。適用拡大した地域は、①英領バージン諸島、②フィジー、③モントセラット、④セイシェルである。

昭和44年改正の第2次日英租税条約が発効後も、日英原租税条約の適用地域拡大の規定は有効であったが、昭和57年にセイシエルの適用終了、平成12年に日英原租税条約の適用拡大地域とされていた英領バージン諸島（BVI）及びモントセラットに対する同条約の適用を終了する旨の通告が日本からなされたことにより、平成13年1月1日以後に開始する各課税年度の所得及び各賦課年度の租税について日英原租税条約はその効力を失うことになり、フィジーだけが日英原租税条約の適用の継続となっている。結果として、BVIへの日英租税条約の適用はなく、日本は日英原租税条約によるタックスヘイブンの不正利用を防止したことになる。

(3) 日本・香港租税条約

香港は、日本に近い軽課税国等である。香港

は、中国の特別行政区であるが、日中租税条約の適用外の地域であることから、平成22年11月9日に日本との間で租税条約が署名され、平成23年8月14日に同条約は発効している。

この条約は、上述したパターン1に属するもので、日本から香港に投資をした場合、香港国内法により、配当、利子に課税がなく、使用料に低率の源泉徴収があることから、同条約は香港居住者には利する点が多いが、日本居住者には条約の恩典が少ない内容である。日本側は、日本居住者の課税の減免が目的ではなく、租税条約に基づく情報交換が目的ではなかったのかと推測している。なお、中国のもう1つの特別行政区であるマカオとは、租税情報交換協定が平成26年3月に署名、同年5月に発効している。

3 軽課税国等との租税条約

(1) 軽課税国等の範囲

軽課税国等の定義等を行うと焦点拡散する恐れがあることから、軽課税国等の国名等については、日本のタックスヘイブン対策税制における大蔵省告示で1992年に改正直前における全所得軽課税国等・地域を使用する。国名等は次のとおりである。

(全所得軽課税国等) アンドラ、アンギラ、バハマ、バーレーン、バミューダ、英領チャンネル諸島（ガーンジー島、ジャージー島）、バージン諸島、ケイマン諸島、ジブティ、香港、マン島、リヒテンシュタイン、マカオ、ナウル、ニュー・カレドニア、バヌアツ、タクス&カイクス諸島、モルディブ、モナコ

上記の範囲に含まれる軽課税国等を対象として、これらの国等における租税条約の状況と以下で述べる BEPS 条約の関連を検討する。

(2) 軽課税国等と BEPS 条約

以下に掲げた国等のうち、BEPS 条約に署名した国等は、以下のとおりである。なお、括弧書きの数字は BEPS 条約の適用対象国数である。

(BEPS 条約署名国等) アンドラ (6)、ガーンジー島 (9)、ジャージー島 (10)、香港 (36)、マン島 (8)、リヒテンシュタイン (15)、モナコ (8)

上記のうち、2020年7月7日現在、批准書等の寄諾をしている国等（以下「適用開始国等」という。）は、ガーンジー島、ジャージー島、マン島、モナコであり、前三者は英国王室属領である。

(3) 軽課税国等が租税条約を締結している理由

BEPS 条約のルーツは、OECD が1998年頃から開始した「有害な税競争」による軽課税国等の情報透明化運動にあり、これが後日、税務情報交換協定へと進展し、さらに BEPS 条約に至ったものと思われる。この過程で、軽課税国等が恐れたことは、自己の利害を守るため情報透明化等をためらうと、先進諸国から税制上の規制を受けることである。軽課税国等は、租税条約を締結することで情報交換等の義務が生じることから、先進国からの圧力の回避を図ったものと思われる。

もちろんこれ以外に、投資を促進するという経済的な理由があることは否定できない。前述の「有害な税競争」以降、G20による租税回避防止等の合意等が、軽課税国等に対してプレッシャーとなり、軽課税国等が、いわゆる「横並び」となったのである。では、なぜ、「横並び」を意識したのかということであるが、この「横並び」から外れると、先進諸国から上述したように税負担の増加等の対抗措置が講じられるこ

とを恐れたためである。

軽課税国等は、政治的・経済的理由から租税条約を締結し、「横並び」から外れることを恐れて BEPS 条約に参加したというのが私の分析である。

(4) BEPS 条約は当初の目的通りに機能しているのか

軽課税国等間の租税条約の効果の分析を行った結論として、次のようなことが想定された。

- ① 経済的理由として、双方が軽課税国等の場合と、条約相手国における租税優遇措置（オフショア法人免税等）がある場合、例えば、マン島発の資金は、マン島の租税条約ネットワークにない国に対して、条約相手国の租税条約ネットワークを利用することで税負担の軽減を図ることが可能と思われる。例えば、マン島居住者（X）が租税条約のない（Y国）に投資をする場合、間にバーレーンを介在させて、バーレーン・Y国租税条約を利用する。なお、バーレーンは、BEPS 条約に参加していない。
- ② BEPS 条約の機能不全という点では、マン島の条約相手国が軽課税国等（例：シンガポール）の場合、BEPS 条約の租税回避防止規定が双方で留保され、機能不全状態になる。したがって、BEPS 条約の有効範囲も状況により限定的ということになり、OECD が BEPS 行動計画15で示した目的が達成できるか疑問である。マン島の場合は、各国の動向に従うことで、上記②の障害を排除するための BEPS 条約参加とも思えることから、BEPS 条約については、機能するケースと名目的な参加により機能不全になる場合とに分けて考えるべきであろう。
- ③ 上記②と同趣旨であるが、例えば、マン島の居住者を想定すると、同居居住者は、マン島の税制及び租税条約網を利用して、税の軽減を享受できる状況が想定できる。軽課税国

等の租税条約網に対して BEPS 条約の当初の目的が完遂できない結果となる。その原因としては、軽課税国等間における租税条約の存在があり、軽課税国等の租税条約網と BEPS 条約のミスマッチという結果になっているものと思われる。BEPS 条約の改善としては、参加国の裁量権を狭めてミニマム・スタンダードの範囲を拡大する等の措置を講じないと、軽課税国等の租税条約に対して、BEPS 条約の影響度は大きくないことになる。

V 今後の動向

令和元年6月に開催されたG20において、大手IT企業である（GAFA）における課税問題等が論議されていることを受けて、デジタル課税の新たな方向性を探る検討をOECDが行うことになった。

問題は、約90年以上前に確立したPEという物理的存在を課税要件とすることについて、デジタル経済ではこれはなじめないということで、新たな概念が模索されることになった。その結果、伝統的な取引を対象とする領域とデジタル経済を対象とする領域において、異なる原則により課税が行われる可能性が生じたのである。今後、租税条約はこのような状況下でどう進展するのかを注目する必要がある。

注(1) 1918年に第一次世界大戦が休戦となり、1920年に国際連盟が成立している。租税条約では、1899年に締結されたプロシャとオーストリア・ハンガリー間の租税条約が最も古いものとされている。1922年に国際連盟は4名の学者に租税条約の基礎的な原則等についての諮問を行い、1923年に報告書が作成されている。この報告書は、租税条約及び国際税務の分野における初めての理論的研究である（これについては拙著『国際課税と租税条約』ぎょうせい 平成4年に詳述している。）。

(2) このあたりの動向については、拙著『Q&A 国際税務の基本問題』財経詳報社 123頁に詳述してある。

(3) 第二次世界大戦後における日本の租税条約の変遷については、拙著『日本・国際税務発展

史』中央経済社 平成29年 第4章参照のこと。